

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 6 日

戸田市長 菅 原文 仁

戸田市規則第 5 0 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 6 2 年規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 4 中「3 0 5, 0 0 0 円」を「3 3 0, 0 0 0 円」に改める。

第 1 0 号様式中「3 0 5, 0 0 0 円」を「3 3 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新規則の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 7 条の 4 の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第 2 項の規定による金額により支給されたもの（その額が 6 6 0, 0 0 0 円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第 7 条の 4 の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。